

# 平成 28 年度 社会福祉法人・施設等に対する指導監査の概況について

高知市健康福祉部指導監査課

平成 28 年度に実施した指導監査のうち、文書により改善を求めた指摘事項について、件数及び主な内容等を公表いたします。

なお、当該指摘事項については、各法人及び施設からの改善報告内容を確認し、すべて改善済み又は改善中であることを申し添えます。

## 1 概要

社会福祉法人及び各種社会福祉施設は、下表のとおりそれぞれの法律において定義されており、所轄庁の指導監査権限も同様に、法人・施設ごとに法律で規定されています。

これらの法人・施設に対する指導監査には、本市において年度毎に作成する実施計画に基づいて行う「一般指導監査」、運営等に問題が発生した施設等に対して随時実施する「随時指導監査」、運営等に重大な問題が認められる施設等に対して臨機に実施する「特別指導監査」の3つの形態があり、いずれも実地において行われます。平成 28 年度中は、一般指導監査 193 件を実施しました。

指導監査の実施頻度は、原則として2年に1回以上としており、民営保育所及び母子生活支援施設は毎年実施しています。平成 28 年度から新たに認定こども園（幼保連携型・保育所型）及び家庭的保育事業等（小規模保育事業・事業所内保育事業）に対する指導監査を実施しました。

なお、特別養護老人ホームに対しては、老人福祉法に基づく指導監査と、介護保険法に基づく実地指導を同時に実施しています。養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウス）についても、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護等の指定を受けているものについては、老人福祉法又は社会福祉法に基づく指導監査に加え、介護保険法に基づく実地指導を併せて実施しています。また、障害者支援施設に対しては、社会福祉法に基づく指導監査と、障害者総合支援法に基づく実地指導を並行して実施しています。これら実地指導の結果については、「平成 28 年度 介護保険事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する実地指導の概況について」を参照してください。

施設等種別	法人・施設等根拠規定	指導監査根拠規定
社会福祉法人	社会福祉法第 22 条	社会福祉法第 56 条第 1 項
保育所	児童福祉法第 39 条第 1 項	児童福祉法第 46 条第 1 項
幼保連携型認定こども園	児童福祉法第 39 条の 2 第 1 項 認定こども園法第 2 条第 7 項	認定こども園法第 19 条第 1 項
保育所型認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項 認定こども園法第 2 条第 6 項	児童福祉法第 46 条第 1 項
家庭的保育事業等		
小規模保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項	児童福祉法第 34 条の 17 第 1 項
事業所内保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項	児童福祉法第 34 条の 17 第 1 項
母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条	児童福祉法第 46 条第 1 項

養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 4	老人福祉法第 18 条第 2 項
軽費老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 6	社会福祉法第 70 条
特別養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 5	老人福祉法第 18 条第 2 項
障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項	社会福祉法第 70 条
福祉ホーム	障害者総合支援法第 5 条第 26 項	障害者総合支援法第 81 条第 1 項
救護施設	生活保護法第 38 条第 2 項	生活保護法第 44 条第 1 項

## 2 社会福祉法人に対する指導監査

高知市が所管する社会福祉法人は、高知市内に本部を置き、かつ、当該法人が経営する事業所がすべて高知市内に設置されているものとなります（高知市外でも事業を行っている法人は、高知県の所管となります。）。

### (1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
社会福祉法人	69	57	23

### (2) 主な指摘内容

#### ○ 役員の構成関係

- ・ 監事のうち 1 名については、「社会福祉法人審査基準」に基づき、「財務諸表等を監査し得る者」を選任すること。
- ・ 理事については、親族その他特殊の関係がある者（「互いに他の同一法人において役員を務めている者」を含む。）が 1 名以内となるよう是正すること。

#### ○ 理事会関係

- ・ 理事会において、補正予算に係る事案を理事長の報告事項（専決処分）としていた事例が認められた。予算の編成は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を要する議決事項であるため、理事会で適切に承認を得ること。
- ・ 理事会において、経理規程の改正を理事長の報告事項（専決処分）としていた事例が認められた。法人の運営に関する規則類の制定及び改正は理事会で適切に承認を得ること。

#### ○ 基本財産関係

- ・ 施設建物について、速やかに不動産登記を行い、定款において基本財産に追加すること。
- ・ 社会福祉事業の用に供する土地の借用について、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記すること。

#### ○ 会計管理関係

- ・ 会計伝票が作成されないまま、金銭の支払等が行われている状態が確認された。会計責任者は、出納職員に会計伝票を作成させ、証憑書類と突合して支払決定を行うこと。
- ・ 決算の際には、法人全体の財務諸表（資金収支計算書（第 1 号の 1・同 3 様式）、事業活動計算書（第 2 号の 1・同 3 様式）、貸借対照表（第 3 号の 1・同 3 様式）を作成し、監事監査を

経て理事会へ提出し、承認を得ること。

- ・予算は、事業開始前に理事会の承認を受けて確定させること。

### 3 保育所に対する指導監査

公立保育所は、2年に1回の頻度で実施しています。

民営保育所63施設(平成28年6月に認可外保育施設から1施設が新規認可)の経営主体の内訳は、社会福祉法人60・一般社団法人2・株式会社1となっています。

#### (1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
公立保育所	24	12	1
民営保育所	63	63	13
(社会福祉法人)	60	60	9
(その他法人)	3	3	4

#### (2) 主な指摘内容

##### ○ 入所者処遇関係

- ・欠席した園児の健康診断を実施すること。

##### ○ 運営管理関係

- ・開所時間中は、園長を除く2名以上の有資格保育士を配置するよう体制を改めること。

##### ○ 会計管理関係

- ・積立金の積立ては、保育所に限定された積立金の積立てについて、理事会の承認を得て積立てること。
- ・保育所運営費を財源とする費用に係るサービス区分間の未収金及び未払金の取引は、速やかに処理すること。

##### ○ 職員関係

- ・賃金規則の規定に反し、一部職員に対して平成17年度の高知市行政職給料表が適用されているため、規則との整合を図ること。また、現行の高知市行政職給料表の適用を受ける職員についても、併せて整合させること。

##### ○ 防災対策関係

- ・避難及び消火訓練を月1回以上実施し、具体的な記録を残すこと。
- ・防火管理者及び消防計画を消防機関に届け出ること。

### 4 認定こども園に対する指導監査

幼保連携型2施設の経営主体の内訳は、学校法人2、保育所型6施設の経営主体の内訳は、株式会社4・有限会社2となっています。

### (1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
幼保連携型（学校法人）	2	2	2
保育所型	6	6	9
（株式会社）	4	4	5
（有限会社）	2	2	4

### (2) 主な指摘内容

- 入所者処遇関係
  - ・ 園児の事故については、抜かりなく記録を作成すること。
- 運営管理関係
  - ・ 開所時間中は、園長を除く2名以上の有資格者で勤務するよう体制を改めること。
- 防災対策関係
  - ・ 避難及び消火訓練を月1回以上実施し、具体的な記録を残すこと。

## 5 家庭的保育事業等に対する指導監査

家庭的保育事業等は、小規模保育事業9事業所と事業所内保育事業3事業所となっています。

### (1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
小規模保育事業	9	9	5
事業所内保育事業	3	3	2

### (2) 主な指摘内容

- 運営管理関係
  - ・ 高知市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第70号)第30条第2項に規定する保育士の必要配置数を速やかに充足させ、利用乳幼児の適切な処遇を確保するとともに、職員処遇の改善を図ること。
- 防災対策関係
  - ・ 避難及び消火訓練を月1回以上実施し、具体的な記録を残すこと。

## 6 母子生活支援施設に対する指導監査

平成28年度に実施した指導監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
母子生活支援施設	1	1	0

## 7 老人福祉施設に対する指導監査

### (1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
養護老人ホーム	2	1	0
特別養護老人ホーム	16	3	1
ケアハウス	5	2	1
軽費老人ホーム	1	0	0

### (2) 主な指摘内容

#### ○ 運営管理関係

- ・施設長は、常勤の者であること。

#### ○ 会計処理関係

- ・ケアハウスの運営に重大な影響を及ぼすような高額な金銭の支払いについては、当該予算について理事会の承認を得たうえで、執行すること。

## 8 障害者支援施設等に対する指導監査

平成 28 年度に実施した指導監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
障害者支援施設	4	4	0

## 9 救護施設に対する指導監査

平成 28 年度に実施した指導監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
救護施設	1	1	0